

平成26年12月1日

第8回倉吉市議会定例会議案（追加）

倉吉市

目 次

報告第14号 議会の委任による専決処分について（和解について）…………… 1

報告第14号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解することについて、次のとおり専決処分する。

平成26年11月26日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 事件名 倉吉簡易裁判所平成26年（少コ）第10号学校給食費請求事件
- 2 和解の相手方 倉吉市 個人
倉吉市 個人
- 3 和解条項
 - (1) 相手方らは、本件債務として下記債務の支払義務を認める。
 - ア 訴えの額 357,276円
 - イ 訴状送達の日翌日から和解の日まで年5%の割合による遅延損害金1,566円
 - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して前項の金員を次のとおり分割して、本市へ持参又は本市指定の振込取扱票を利用して支払う。
 - ア 平成26年12月26日から平成28年10月26日まで毎月26日限り15,000円ずつ
 - イ 平成28年11月26日限り13,842円
 - (3) 相手方らが、前項の分割金の支払いを2回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、相手方らは、本市に対し、連帯して(1)の合計金から既払金を控除した残金及び(1)の合計金に対する期限の利益を失った日翌日から支払済みまで（支払済みの前日まで）年5%の割合による遅延損害金を支払う。
 - (4) 本市と相手方らは、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。
- 4 事件の概要
 - (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、当市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず、学校給食費を納付しなかった。
 - (2) そこで、本市は、平成26年10月17日付専決第10号にて専決処分の上、滞納の学校給食費支払いを求める訴えの提起を行った。

- (3) 平成26年11月26日に行われた口頭弁論において、相手方より分割して支払いたいとの申出があった。相手方の収入の状況からして、滞納の学校給食費を一括して支払うことは困難であると判断したので、上記の条項にて和解するものである。